

第9章 主要投資インセンティブ

フィリピンでは、外国投資を促進する目的で多岐にわたる優遇措置プログラムが用意され、進出企業は、法人所得税の免税や付加価値税の免税など、手厚いインセンティブを受けることが可能である。一方で、従前より優遇措置適用対象企業と優遇措置適用対象外企業との不均衡を問題視する声があった。これを踏まえ、前ドゥテルテ政権において税制改正及び優遇措置の見直しに係る議論が行われ、2021年4月に「法人のための復興と税制優遇の見直し（The Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises: CREATE）法」が発効された。

CREATE 法の発効に伴い、従来は投資委員会（BOI）やフィリピン経済特区局（PEZA）への登録によって享受できていた投資優遇措置の認定は、財政インセンティブ審査委員会（The Fiscal Incentives Review Board: FIRB）が一元的に権限を持つようになった。以降、優遇措置の認定は、FIRB 又は 10 億ペソ以下の投資プロジェクトについては FIRB から権限を譲渡された BOI や PEZA 等の投資促進機関（IPA）が、政府が定める戦略的投資優先計画（Strategic Investment Priority Plan: SIPP）に該当する事業を認定する形で行われるようになってきている。なお、各 IPA が有する権限は、CREATE 法で改定されたものを除き、維持されている。

1. CREATE 法施行後の投資優遇措置

CREATE 法の発行により、以前までは無期限で認められていた場合もあった税制面での優遇措置が有期となっている。また、CREATE 法発効前から PEZA 等の IPA への登録事業として優遇措置を享受していた事業の場合は、従前の優遇措置に関して猶予期間が定められている。

(1) CREATE 法に基づく優遇措置の内容

CREATE 法発効により、2023 年 9 月時点の投資優遇措置は、下表のとおり法人所得税、付加価値税、及び VAT に関する措置に区分されており、うち法人所得税に関する優遇措置は、所得税免除（Income Tax Holiday: ITH）、特別法人所得税率（Special Corporate Income Tax: SCIT）、及び追加控除（Enhanced Deductions: ED）の 3 点に整理されている。なお、法人所得税について、輸出企業は ITH の期間が経過した後、SCIT か ED いずれかの適用を選択することとなっており、SCIT と ED の双方の適用を受けることはできない。

図表 9-1 CREATE 法における優遇税制

種類	内容	
法人 所得税	所得税免税 (ITH)	対象事業について一定期間の免税期間を付与
	特別法人所得税率 (SCIT)	対象事業について全ての国税及び地方税に代わるものとして、一定期間の優遇税率(売上粗利相当額の 5%) 期間を付与
	追加控除 (ED)	以下の追加控除を付与 1 商品の生産及びサービスのために取得した資産の減価償却費(建物は 10%、機械・設備は 20%) 2 直接労働費用は 50% 3 登録されたプロジェクトに関する研究開発費は 100%

種類	内容
	4 登録されたプロジェクトに関して発生した研修費用は 100% 5 登録されたプロジェクトに関する国内投入費用は 50% 6 登録されたプロジェクトに関して発生した電力費は 50% 7 製造業を営む登録企業が戦略的投資優先計画(SIPP)に記載されているプロジェクトに余剰金を再投資する場合、再投資額の最大 50%について、再投資の時点から 5 年間課税所得からの控除が認められる 8 事業開始から 3 年以内の登録されたプロジェクトから生じた欠損金は、発生の翌事業年度以降 5 年間繰り越し可能
VAT	経済特区等内で登録されたプロジェクトに直接的かつ限定的に使用される財又はサービスの輸入にかかる VAT の免税、および国内調達に係る 0%VAT
関税	資本設備、原材料、スペアパーツ、又は付属品の輸入関税の免除

(出所) ジェトロ資料を基に作成。

(2) CREATE 法施行後の優遇措置適用期間

上述した法人所得税に係る優遇措置は、①優遇を享受する企業の種類、②従事地域、及び③SIPP に定められる事業の区分の 3 つの要素に応じて、下表に示す期間に適用される。なお、企業の種類については、「IPA に登録されている製造、組立やサービス (IT、BPO 等) を実施する企業で、その総生産の 70%以上を輸出している企業」が輸出企業とされており、それ以外の IPA に登録を認められた企業が国内市場向け企業である。

図表 9-2 優遇措置適用期間

企業種類	従事地域	ティア 1	ティア 2	ティア 3
輸出企業	マニラ首都圏	4 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)	5 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)	6 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)
	大都市圏及び マニラ首都圏近郊	5 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)	6 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)	7 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)
	その他の地域	6 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)	7 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)	7 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)
国内市場向け企業	マニラ首都圏	4 年 (ITH) + 5 年 (SCIT/ED)	5 年 (ITH) + 5 年 (SCIT/ED)	6 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)
	大都市圏及び マニラ首都圏近郊	5 年 (ITH) + 5 年 (SCIT/ED)	6 年 (ITH) + 5 年 (SCIT/ED)	7 年 (ITH) + 10 年 (SCIT/ED)
	その他の地域	6 年 (ITH) + 5 年 (SCIT/ED)	7 年 (ITH) + 5 年 (SCIT/ED)	7 年 (ITH) + 5 年 (SCIT/ED)

(出所) ジェトロ資料を基に作成。

(3) 戦略的投資優先計画 (SIPP) に定められた投資奨励分野

2022 年 6 月 10 日に発効された戦略的投資優先計画 (SIPP) では、CREATE 法による税制上の優遇措置の対象分野として、以下のティア 1 からティア 3 までの投資奨励分野を定めている。なお、ティア 1 は 2020 年版投資優先計画 (IPP) に記載された全ての活動のうち、ティア 2 又はティア 3 に記載されたものを除く、と定められており、2020 年版 IPP を引き継いだ内容となっている。SIPP は 3 年ごとに見直しと改正が行われることとなっている。

図表 9-3 2022 年版戦略的投資優先計画に基づく優遇措置対象分野

区分	分野
ティア 1 (2020 年版 IPP での規定 内容)	<p>1. 新型コロナウイルスのパンデミック対策に関連するすべての適格な事業</p> <p>a. 必須物品: 医薬品、医療機器・装置、個人用保護具 (PPE)、手術機器・用品、実験機器・試薬、医療用品、工具および消耗品 (除菌剤・洗浄剤、次亜塩素酸ナトリウム、ポビドンヨードなどを含むがこれらに限られない)、これらの物品の生産・製造に使用する原材料、半製品・中間製品、機械・設備の生産・製造が対象となる。また、これらの物品を製造するための製造活動の再利用も含む。</p> <p>b. 必須サービス: 火葬場、医療廃棄物の処理・処分、研究室、実験施設、病院、検疫施設などのサービスの提供が対象となるがこれらに限られない。また、投資委員会の決定に従い、新型コロナウイルス対策やその影響の緩和に関連するその他の物品やサービスも対象となる。これには、政府やその機関・部門、地方自治体のプログラムに含まれるものなどがあがるが、これらに限定されない。</p> <p>2. 投資委員会 (BOI) の決定に従い、提案されているバリク・プロビンスヤ (Balik Probinsya) プログラムや政府が実施する可能性のある同様のプログラムなど、密集した都市部以外での雇用機会を創出するプログラムを支援する活動への投資</p> <p>3. 基準を満たすすべての製造業 (農産物加工を含む。ただし、マニラ首都圏では、近代化プロジェクトのみが対象)</p> <p>a. 工業品の製造または農産物および水産物の加工 (ハラルフードおよびコーシヤフードを含む) による、[1] 半製品 / 中間品、または [2] 完成品もしくは消費財の生産</p> <p>b. プレハブ住宅用部品、機械および部品を含む装置の製造航空宇宙部品</p> <p>4. 農業、漁業および林業 (ただし、マニラ首都圏では、農業インフラと支援サービス、都市農業プロジェクトのみが、新規、拡張、近代化として対象)</p> <p>農産物、水産物および林産物の商業生産が対象となる。また、保育園、孵化場、収穫後施設、その他の支援サービスやインフラも対象となる。</p> <p>5. 戦略的サービス業</p> <p>a. 集積回路 (IC) 設計: 集積回路の設計に必要なすべての論理・回路設計技術が対象となる。</p> <p>b. クリエイティブ業界 / ナレッジベースサービス: 国内向けの IT-BPM サービス (コンタクトセンター、データアナリティクスなど) や、アニメーション、ソフトウェア開発、ゲーム開発、医療情報管理システム、エンジニアリング・デザインなどのオリジナルコンテンツを伴うサービスが対象となる。また、デジタルまたはテクノロジー関連の立ち上げや活動も対象となる。</p> <p>c. 航空機の保守、修理および整備: すべての種類の航空機の保守・修理・オーバーホールが対象となる。</p> <p>d. 代替エネルギー自動車用チャージ / 燃料補給ステーション: LPG 車を除く代替エネルギー車用のチャージ・燃料補給ステーションの設置が対象となる。</p> <p>e. 産業廃棄物対応: 産業活動から発生する有害・危険廃棄物 (THW) の処理施設の設置が対象となる。</p> <p>f. 電気通信事業 (ただし、新規参入者のみが対象): 固定・移動式ブロードバンドサービスのための接続施設の設立が対象となる。</p> <p>g. 最先端工学、調達および建設: 産業ブランドやインフラの設計・調達・建設が対象となる。</p> <p>6. ヘルスケアおよび災害リスク軽減管理サービス</p> <p>総合病院、専門病院、その他の医療・健康施設 (薬物更生施設、検疫所、避難所を含む) の設置・運営が対象となる。</p> <p>7. 集合住宅 (ただし、マニラ首都圏では、賃貸用の低コスト都市住宅のみが対象)</p> <p>200 万ペソを上限とする大規模住宅の開発が対象となる。</p> <p>8. インフラストラクチャーおよび物流 (LGU-PPP を含む)</p> <p>空港、海港、(空路、陸路および水路) 輸送、LNG 貯蔵・再ガス化施設、石油・ガスのパイプラインプロジェクト、大量の水処理・供給、トレーニング施設、試験所、国内工業地帯などの (ただし、これらに限定されるものではない)、国の経済発展・繁栄に不可欠な物理的インフラの構築・運営が対象となる。また、地方自治体 (LGU) が主導・実施する PPP プロジェクトも対象となる。</p>

	<p>9. イノベーション・ドライバー 研究開発(R&D)活動、臨床試験(治験を含む)の実施、センター・オブ・エクセレンス、イノベーション・センター、ビジネス・インキュベーション・ハブ、スマート・シティ、ファブ리케이션・ラボ(ファブラボ)／コワーキング・スペースの設置、モビリティ・ソリューションやデジタル取引の開発が対象となる。 また、以下のような、新技術や新興技術の商業化、製品やサービスに関する商業化されていない特許、および国内で行われた研究開発の成果物も対象となる(ただし、これらに限定されない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 農業バイオテクノロジーツール b. 災害軽減・防止のためのハードウェア・ソフトウェア c. 農業生産性向上のためのハードウェアおよびソフトウェア d. 天然資源保護のための機械化された手段 e. 携帯技術 - 既存のかさばる装置や重い装置を携帯できるようにするための技術革新、または事実上どこにでも持ち運べる新しい装置やサービス f. 病気の流行を予防するためのハードウェアまたはソフトウェア g. 遠隔監視装置・システム h. 遠隔感知の専門サービス i. 地域産業の活性化のためのハードウェア・ソフトウェア j. フォトニクス、ナノテクノロジー k. 自然健康製品 <p>10. インクルーシブ・ビジネス(IB)モデル バリューチェーンの一部として、農業ビジネスや観光分野における中堅・大企業(MLE)が、零細企業(MSE)に対してビジネス機会を提供する活動が対象となる。</p> <p>11. 環境または気候変動関連プロジェクト エネルギー、天然資源、原材料の効率的な利用、汚染の最小化・防止、温室効果ガスの削減につながる、商品の製造・組立、エネルギー効率関連施設の設置が対象となる(ただし、共和国法第 11285 号またはエネルギー効率・保全法に基づくものを除く)。また、国際基準に基づいたグリーンシッピングサイクルや、民間の材料回収施設の設立も対象となる。</p> <p>12. エネルギー 従来の燃料(すなわち石炭、ディーゼル、バンカーおよび天然ガス)、廃熱、その他の廃棄物を利用した発電プロジェクトや、バッテリーによるエネルギー貯蔵システムの構築が対象となる。</p> <p>13. 特殊な法律により対象となる分野 植林(大統領令 705 号)、鉱物の採掘・加工(共和国法 7942 号)、書籍・教科書の発行(共和国法 8047 号)、石油製品の精製・備蓄・搬送(共和国法 8479 号)、身体障害者自立支援(共和国法 7277 号)、再生エネルギー(共和国法 9513 号)、観光産業(共和国法 9593 号)</p> <p>14. 輸出関連事業 輸出製品の生産・製造、サービスの輸出、輸出企業を支援する活動</p> <p>15. ミンダナオ島ムスリム・ミンダナオ自治区での各種事業 輸出事業、農業及び漁業、基礎産業、インフラ、物流、観光業、エネルギー産業等</p>
<p>ティア 2</p>	<p>1. グリーン・エコシステム 電気自動車(EV)組立(純EV、プラグインハイブリッドEV、ハイブリッドEV、燃料電池EVなど)、EV 部品・コンポーネントおよびシステムの製造、EV インフラの構築・運営、エネルギー効率に優れた船舶・機器の製造、スマートグリッド・再生可能エネルギー用電子機器・回路(ウェアラブルソーラー機器を含む)、バイオプラスチック・バイオポリマー、再生可能エネルギー、エネルギー効率・保全プロジェクト、エネルギー貯蔵技術、統合廃棄物管理・廃棄・リサイクルなどを対象とする。</p> <p>2. ヘルスケア関連活動 ワクチン自立支援プログラム、その他保健省(DOH)、科学技術省(DOST)、その他の類似機関が承認したその他の健康関連プログラムを支援する製造、医薬品、医薬品有効成分、専門病院など、健康関連活動を対象とする。</p> <p>3. 防衛関連活動 国防省(DND)、フィリピン国軍(AFP)、国家安全保障会議(NSC)が承認する国防関連活動を対象とする。</p> <p>4. 産業バリューチェーン・ギャップ 鉄鋼、繊維、化学、グリーンメタル加工(銅、コバルト、ニッケルなど)、原油精製、ラボスケールウェア製造など、バリューチェーンのギャップに対処する活動を対象とする。</p>

	<p>5. 食料安全保障関連活動 農業省 (DA) またはフィリピン農業・水生・天然資源研究開発評議会 (PCAARRD) が承認する、競争力をもって食料安全保障を確保するために重要な製品およびサービス、またはグリーン／有機農業を支援するものを対象とし、統合食品生産・加工活動 (例えば、酪農など)、国家種子産業評議会 (NSIC) 作物品種登録に含まれるハイブリッド種子の生産・採用、動物ワクチン・農業・肥料、農業・漁業機械・設備、その部品・コンポーネントなどを対象に含むが、これらに限らない。</p>
ティア 3	<p>1. ロボット工学、人工知能 (AI)、積層造形技術、データ解析、デジタル変換技術 (クラウドコンピューティングサービス、ハイパースケーラー、データセンター、デジタルインフラなど)、ナノテクノロジー (ナノエレクトロニクスを含む)、バイオテクノロジー、新しいハイブリッド種の生産・採用、その他のインダストリー 4.0 技術などを含むが、これらに限らない、研究開発および第 4 次産業革命の先進デジタル生産技術の採用に関する業務。</p> <p>2. 装置、部品の製造、サービスの製造、知的財産 (IP) および研究開発製品・サービスの商業化、航空宇宙、医療機器 (个人防护装置を除く)、IoT 機器・システム (無線センサーおよび機器を含む)、フルスケールウェア製造、先端材料などを含むが、これらに限らない、高度な技術を要する革新的製品・サービスの製造および生産を行うこと。</p> <p>3. 研究開発ハブ、センター・オブ・エクセレンス、科学技術パーク、イノベーション・インキュベーション・センター、技術系スタートアップ、スタートアップ支援施設 (インキュベーター、アクセラレーター)、宇宙関連インフラなどを含むが、これらに限らない、イノベーション支援施設の設立。</p>

(出所) ジェトロ資料を基に作成。

(4) CREATE 法発行前の優遇措置に関する猶予期間

CREATE 法発効前から PEZA 等の IPA への登録事業として優遇措置を享受していた事業の場合は、それぞれの優遇措置について以下のとおり猶予期間が定められている。

- 所得税免税 (Income Tax Holiday : ITH) の適用があった場合：当初予定されていた期間にわたって引き続き享受可能。
- 国税及び地方税免除に代わる形で事業活動を源泉とする総所得 (Gross Income Earned: GIE) に対する 5% の特別税の適用があった場合：引き続き 10 年間の優遇措置を享受可能。
- ITH の適用を受けており、その後 GIE に対する 5% の特別税の適用を受ける資格があった場合：両者合わせて 10 年間の優遇措置を享受可能。
- 以下の VAT に関する優遇措置を受けていた場合：輸入許可書 (Certificate of Authority to Import: CAI) 若しくは Admission Entry の期限、又は下表の法人所得税の優遇措置終了時まで享受可能。
 - 登録されたプロジェクトのために直接的、かつ、限定的に使用される物品及びサービスの輸入にかかる VAT 免税及び国内調達の場合の VAT ゼロレートの適用。
 - 2021 年 6 月に内国歳入庁 (BIR) から公表された歳入規則 (Revenue Regulation No.9-2021) に従い、以下は VAT (12%) 課税の対象となる。
 - (1) フィリピン中央銀行の規則に従った、原材料・梱包材の非居住者購入者への販売であり、フィリピン国内輸出事業者による製造・加工・梱包に使用するために当該事業者向けに出荷されるもの
 - (2) 年間総生産の 70% 超が輸出売上である輸出事業者への原材料又は梱包材の販売
 - (3) オムニバス投資法及びその他特別法における輸出売上とみなされるもの

- (4) フィリピン国外で事業を行う他の者のための商品の加工・製造・再梱包であり、当該サービスに対して外貨建てで支払いがなされ、フィリピン中央銀行の定めるルールに従って会計処理がなされるもの
 - (5) 年間総生産の70%超が輸出売上である輸出事業者のための、商品の加工・転換・製造を行う下請業者及び/又は請負業者によるサービスの提供
- ▶ VAT登録された事業体による0%VAT売上に起因するインプットタックス超過分は、事業体の選択により、還付又は税額控除の適用が可能。

2. CREATE 法施行以前の優遇措置

CREATE 法施行以前のフィリピンにおいては、投資優遇措置は大きく以下の3つの枠組みで付与されていた。BOI や PEZA などの各 IPA が有する権限は、CREATE 法施行後も同法で改定されたものを除き維持されているとともに、CREATE 法施行前の時点で各 IPA から登録事業として認められ優遇措置を受けていた事業については、前述のとおり猶予期間が設けられている。そのため、本節では CREATE 法施行前に以下の3つの枠組みで付与されていた優遇措置についても記載する。

- (1) 奨励対象となる分野（業種）を基準とする主な優遇措置
 - ① BOI の優遇措置
 - ② BOT 法に基づく優遇措置
- (2) 特定地域での事業活動に対して付与される優遇措置
 - ① PEZA 登録企業への優遇措置
 - ② スービック湾自由港登録企業への優遇措置
 - ③ クラーク特別経済区登録企業への優遇措置
 - ④ その他の特別地区登録企業への優遇措置
- (3) 企業形態を基準として付与される優遇措置
 - ① 地域統括本部（RHQ）への優遇措置
 - ② 地域経営統括本部（ROHQ）への優遇措置
 - ③ 地域統括倉庫（RW）等への優遇措置

(1) BOI 登録企業に対する優遇措置

①BOI 優遇措置の概要

- 1) 法人所得税の免除（Income Tax Holiday: ITH）
 - イ. 新規登録企業かつパイオニア企業（※）の場合：事業開始から6年間。
 - ロ. 新規登録企業かつ非パイオニア企業の場合：事業開始から4年間（特定の条件下で最大8年まで延長可能）。
 - ハ. 事業を拡大する場合：BOI が設ける条件を前提に3年間、その拡大規模に比例した免除を受けることができる。
- 2) 労務費に関する追加控除

登録企業は、資本設備額に対する労働者数比率が、BOI の定める所定の比率を上回る場合、

登録から最初の5年間、直接労働の増加に対応する労務費の50%を、課税所得から追加控除することができる。

- 3) 委託生産設備の無制限使用
- 4) 登録から5年間（延長可）の監督者、技術者又は顧問としての外国人の雇用
- 5) 登録日から10年間を限度とした繁殖用家畜及び遺伝学的材料の免税輸入
- 6) 登録日から10年間を限度とした国産の繁殖用家畜及び遺伝学的材料の税額控除（それらの繁殖用家畜及び遺伝学的材料が輸入されていたなら課されたであろう関税などの金額の100%相当分）
- 7) 輸出製品及びその構成部品の製造、加工又は生産に使われる原材料、供給品、半製品の国内諸税相当額を免除
- 8) 保税工場・倉庫の利用
- 9) 埠頭税、輸出税、課徴金などの免除
- 10) 通関手続の簡略化

※パイオニア企業とは、以下に従事する登録済み企業を指す。

- a フィリピンで、まだ商業生産されたことのない財又は原材料の生産
- b 商品の生産にフィリピンでは実績のない新規の設計、製法又は工程の利用
- c 農業、林業、鉱業及び / 又は それらに関連するサービス業
- d 非在来燃料の生産又は非在来エネルギー源を利用する設備の製造
- e 生産、製造、加工における石炭などの非在来燃料、若しくはエネルギー源の利用、又はそれらの燃料への転換

②BOI 登録企業となるための要件

1) 所有形態に関する要件

株式会社の場合は、フィリピン法に基づいて設立され、議決権を有する株式の最低60%をフィリピン人が所有していること。ただし、憲法又は他のフィリピン法がフィリピン人又はフィリピン人が所有・支配する法人のために留保している活動領域以外のパイオニア・プロジェクトに従事することを投資家が提案する場合、又は、生産品の最低70%を輸出する場合はこれらの限りではない。

2) 事業形態に関する要件

以下のうちいずれか一つを満たさねばならない。

- イ. 申請プロジェクトが現行 IPP リストに記載されていること。記載されていないプロジェクトの場合は、生産品の原則50%以上が輸出向けであること（外資40%超の場合は70%以上輸出）。
- ロ. 輸出商品を生産者から購入し、輸出業務に従事することもしくはそれを計画していること。
- ハ. 技術サービス、専門サービスその他のサービスの提供に従事していることもしくはそれを計画していること、又は、国産のテレビ番組、映画、音楽ソフトの直接もしくは登録業者を通じての間接輸出に従事していることもしくはそれを計画していること。

3) 資質に関する要件

申請者が、健全かつ効率的に活動する能力及び国の発展に貢献する能力を有すること。

(2) BOT 法に基づく優遇措置

①BOT 法に基づく契約形態

共和国法 6957 号（改正法共和国法 7718 号）は、「民間部門によるインフラストラクチャ・プロジェクトの資金調達、建設、運営及び維持などに係る権限法」（別名 BOT 法）と呼ばれる法律である。係るプロジェクトに関心を示す投資家を対象に様々な制度及び優遇措置が設けられている。BOT 法に基づくインフラストラクチャ・プロジェクトの契約形態には下記がある。

- 1) Build-Operate-and-Transfer (BOT: 建設・運営・移管)
- 2) Build-Transfer (BT: 建設・移管)
- 3) Build-Own-and-Operate (BOO: 建設・所有・運営)
- 4) Build-Lease-and-Transfer (BLT: 建設・リース・移管)
- 5) Build-Transfer-and-Operate (BTO: 建設・移管・運営)
- 6) Contract-Add-and-Operate (CAO: 契約・追加・運営)
- 7) Develop-Operate-and-Transfer (DOT: 開発・運営・移管)
- 8) Rehabilitate-Own-and-Transfer (ROT: 修復・所有・移管)
- 9) Rehabilitate-Own-and-Operate (ROO: 修復・所有・運営)

なお、プロジェクト総額の最大 50%までは、フィリピン政府予算又は外国政府の ODA から資金調達することが認められる。

②BOT 法に基づくプロジェクトの分野

BOT 法の実施細則では、民間部門の参画が可能なインフラストラクチャ・プロジェクトの具体的な分野として下記を示している。

- 1) 幹線道路（高速道路、その他道路、橋、インターチェンジ、トンネル及び関連施設）
- 2) 鉄道、その他の商業開発機械とパッケージ化された鉄道ベースのプロジェクト
- 3) 非鉄道大量輸送設備、内陸航行水路及び関連施設
- 4) 港湾インフラ（栈橋、埠頭、岸壁、倉庫、フェリーサービスその他関連施設）
- 5) 空港、管制、その他関連施設
- 6) 発電、送電、その他関連施設
- 7) 通信、バックボーンネットワーク、地上及び衛星（通信）関連のサービスや施設
- 8) 情報技術及びデータベース・インフラ
- 9) 灌漑及び関連施設
- 10) 上下水道、排水、関連施設
- 11) 教育及び医療に係るインフラ
- 12) 埋立て、浚渫^{しゅんせつ}、その他の開発施設
- 13) 工業団地及び観光地、並びに関連施設や公益設備
- 14) 政府庁舎建物、住宅プロジェクト
- 15) 市場、家畜処理施設及び関連施設
- 16) 倉庫、収穫後施設
- 17) 公共の漁港、養殖池、倉庫及び加工施設を含む

18) 環境関連施設、固形廃棄物管理施設

③BOT 法に基づくプロジェクトへの投資家 (Project Proponent) の条件

- 1) 法的資格を満たすこと
- 2) 経験と実績があること
- 3) 財務的な能力があること

④BOT 法に基づく優遇措置

BOT 法の実施細則に基づき、下記の優遇措置が与えられる。

- 1) プロジェクト総額が 10 億ペソを超える場合
BOI に登録することで、大統領令 226 号 (別名「オムニバス投資法」) に基づき、BOI 登録企業への優遇措置の対象となる。
- 2) プロジェクト総額が 10 億ペソ以下の場合
当該プロジェクトが BOI の投資優先計画 (IPP) に含まれていれば、BOI に登録することで、「オムニバス投資法」に基づき、BOI 登録企業への優遇措置の対象となる。
- 3) その他該当すれば、大統領令 537 号 (1974 年) 別名「1974 年観光産業優遇措置プログラム」や共和国法 7156 号 (小規模水力発電優遇措置法) 等の法律に基づく優遇措置も受けることができる。
- 4) 地方自治体は、その他の追加的な税制優遇措置や免除措置を適用することができる。
- 5) プロジェクト資金は、フィリピン国内及び国外から調達することができる。
- 6) フィリピン政府から、以下を含む直接又は間接的な支援を得ることができる。
 - イ. コスト分担 (Cost Sharing)
 - ロ. 信用強化 (Credit Enhancement)
 - ハ. 直接政府補助金 (Direct Government Subsidy)
 - ニ. 政府出資 (Direct Government Equity)
 - ホ. 責任分担 (Performance Undertaking)
 - ヘ. 法律支援 (Legal Assistance)
 - ト. セキュリティ支援 (Security Assistance)

民間提案型 (unsolicited) プロジェクトについては、原則的に投資優遇措置や直接的、間接的な政府支援を認めるが、政府保証、直接政府補助金、政府出資は認められない。

(3) PEZA 登録企業に対する優遇措置

①PEZA 優遇措置を受けることのできる事業者のタイプ

PEZA (フィリピン経済区庁) によってエコゾーン (経済特区) と認定された地区において、企業は以下のいずれかのタイプの事業者として登録し、タイプ別に定義された優遇措置を受けることができる。PEZA の優遇措置を受けることができる事業者は以下の 10 のタイプに分類される。

図表 9-4 PEZA 登録可能な事業者のタイプと主な事業内容

	事業者のタイプ	事業内容
1	輸出志向の製造業企業 (Export Manufacturing)	生産の70%以上を輸出する製造、組立て、加工事業者
2	IT サービス輸出企業 (IT Service Export)	売上の70%以上を海外の顧客から得るITサービス事業者。BPO、コールセンター、データ入力、文字おこし、ソフトウェアソフトウェアソフトウェア開発、メディア、イーコマース、教育サービス、エンターテインメント、マルチメディアやインターネットのコンテンツ開発等を行う事業者
3	観光関連企業 (Tourism)	主に海外からの顧客を対象に、PEZAの観光特別経済区内にてスポーツ、レクリエーション、宿泊、会議、文化施設等を運営する事業者
4	医療観光関連企業 (Medical Tourism)	主に海外からの顧客を対象に、保健省に認められた医療サービスを提供する事業者
5	輸出志向の農産物加工 製造企業 (Agro-Industrial Export Manufacturing)	輸出向け農産物の加工製造を行う事業者
6	バイオ燃料製造企業 (Agro-Industrial Bio- Fuel Manufacturing)	バイオ燃料等のクリーン燃料の原料となる農作物の生産や、燃料としての加工を行う事業者
7	運輸・倉庫サービス 企業 (Logistics and Warehousing Services)	PEZA 製造企業向けの倉庫サービス企業、PEZA 企業による輸出産品製造に使われる原材料や半加工品等の輸入又は国内調達サービス等を行う事業者
8	エコゾーン開発・運営事業 者 (Economic Zone Development and Operation)	下記のようなエコゾーン（経済特区）の開発、運営、メンテナンスを行う事業者 ・ PEZA 工業団地 ・ IT パーク ・ 観光エコゾーン ・ 医療観光エコゾーン ・ 農産物加工エコゾーン ・ 退職者向けエコゾーン
9	施設・設備事業者 (Facilities Providers)	下記の施設・設備の所有者/運営事業者 ・ 製造業企業向け施設・設備 ・ IT 企業向け施設・設備 ・ 退職者向け施設・設備
10	公益企業 (Utilities)	エコゾーン（経済特区）内で光熱、水道等の公益サービスを提供する事業者

(出所) ジェトロより作成

②事業者タイプ別の PEZA による財務的優遇措置の主な内容

1) 輸出志向の製造業企業に対する財務的優遇措置

イ. 法人所得税免除 (Income Tax Holiday: ITH)

(イ) 新規事業で非パイオニア企業の場合：4年間

(ロ) 新規事業でパイオニア企業に認定された場合：6年間 - 条件を満たせば最大8年まで延長可能

(ハ) 新規ではなく、事業拡大の場合：3年間

- ロ. 税免除期間終了後の特別優遇税率
 総所得（Gross Income Earned: GIE、エコゾーン内における事業活動からの総売上から販売割引、返品、値引き、営業費用、直接費用を差引き、管理費及びその他コストを控除する前の利益で、粗利の概念に近い）に対する 5%の特別優遇所得税率が適用される。この課税は国及び地方の一切の課税に代わる。
 - ハ. 関税等の免除
 原材料、設備、機械、スペアパーツの輸入の関税免除
 - ニ. 埠頭税、輸出税、賦課金等の免除
 - ホ. VAT 税率ゼロ
 内国歳入庁（BIR）及び PEZA の要件を満たせば、国内調達における付加価値税（VAT）率ゼロ
 - ヘ. 地方政府の賦課金、料金、免許及び課税免除
 ただし、税免除期間中は、以下の場合を除いて不動産税を支払わなければならない。
 (イ) エコゾーン内で設置・運転される機械は、運転開始から最初の 3 年間不動産税免税
 (ロ) 不動産には固定されていない生産設備は不動産税免税
 - ト. 拡大源泉徴収税（Expanded Withholding Tax）の免除
- 2) IT サービス輸出企業に対する財務的優遇措置
- イ. 法人所得税免除（ITH）
 - (イ) 新規事業で非パイオニア企業の場合：4 年間
 - (ロ) 新規事業でパイオニア企業に認定された場合：6 年間 — 条件を満たせば最大 8 年まで延長可能
 - (ハ) 新規ではなく、事業拡大の場合：3 年間
 - ロ. 税免除期間終了後の特別優遇税率
 総所得に対する 5%の特別優遇所得税率が適用される。この課税は国及び地方の一切の課税に代わる。
 - ハ. 関税等の免除
 設備、パーツの輸入の関税免除
 - ニ. 設備輸入における埠頭税の免除
 - ホ. VAT 税率ゼロ
 内国歳入庁（BIR）及び PEZA の要件を満たせば、国内調達における付加価値税（VAT）率ゼロ（地上通信、電力、水道、建物リース等を含む）
 - ヘ. 地方政府の賦課金、料金、免許及び課税免除
 ただし、税免除期間中は、以下の場合を除いては不動産税を支払わなければならない。
 (イ) エコゾーン登録企業によって所有された地区内で実際に設置・運転される機械に関して、運転開始から最初の 3 年間
 (ロ) 不動産には固定されておらず、エコゾーン登録企業の登録製品の生産、組立て又は製造に使用される生産設備又は機械
 - ト. 拡大源泉徴収税（Expanded Withholding Tax）の免除

- 3) 観光関連企業に対する財務的優遇措置
 - イ. 4年間の法人所得税免除（ITH）（IPPによって認められる）
 - ロ. 税免除期間終了後の特別優遇税率
総所得に対する5%の特別優遇所得税率が適用される。この課税は国及び地方の一切の課税に代わる。
 - ハ. 設備の輸入における関税等の免除
 - ニ. VAT税率ゼロ
内国歳入庁（BIR）及びPEZAの要件を満たせば、国内調達における付加価値税（VAT）率ゼロ（地上通信、電力、水道を含む）
 - ホ. 拡大源泉徴収税（Expanded Withholding Tax）の免除

- 4) 医療観光関連企業に対する財務的優遇措置
 - イ. 4年間の法人所得税免除（ITH）（IPPによって認められる）
 - ロ. 税免除期間終了後の特別優遇税率
総所得に対する5%の特別優遇所得税率が適用される。この課税は国及び地方の一切の課税に代わる。
 - ハ. 関税等の免除
医療機器、スペアパーツ、消耗品等の輸入における関税等の免除
 - ニ. VAT税率ゼロ
内国歳入庁（BIR）及びPEZAの要件を満たせば、国内調達における付加価値税（VAT）率ゼロ（地上通信、電力、水道を含む）
 - ホ. 拡大源泉徴収税（Expanded Withholding Tax）の免除

- 5) 輸出志向の農産物加工製造企業及びバイオ燃料製造企業に対する財務的優遇措置
 - イ. 4年間の法人所得税免除（ITH）（IPPによって認められる）
 - ロ. 税免除期間終了後の特別優遇税率
総所得に対する5%の特別優遇所得税率が適用される。この課税は国及び地方の一切の課税に代わる。
 - ハ. 関税等の免除
生産設備、機械、これらのスペアパーツや消耗品、繁殖用家畜等の輸入における関税等の免除
 - ニ. 輸出税、埠頭税、賦課金等の免除
 - ホ. VAT税率ゼロ
内国歳入庁（BIR）及びPEZAの要件を満たせば、国内調達における付加価値税（VAT）率ゼロ（地上通信、電力、水道を含む）
 - ヘ. 地方自治体に支払う営業許可、免許等の費用の免除

- 6) 運輸・倉庫サービス企業（Logistics and Warehousing Services）に対する財務的優遇措置
 - イ. 原材料、半完成品（PEZA登録の輸出製造企業向け）に関する関税等の免税
 - ロ. VAT税率ゼロ

国内調達原材料（配送物の確認作業、梱包、目視検査、保管、出荷業務等に用いられる原材料）の VAT 税率ゼロ

- 7) エコゾーン開発・運営事業者、施設・設備事業者、公益事業者に対する優遇措置
 - イ. 特別優遇税率適用
一切の国税及び地方税（ただし、エコゾーン開発業者が所有する土地の不動産税を除く）を免除され、それに代えて総所得の 5% の特別優遇税率が適用される。
 - ロ. 国内調達における付加価値税（VAT）率ゼロ
 - ハ. 拡大源泉徴収税（Expanded Withholding Tax）の免除

③PEZA による非財務的優遇措置の主な内容¹⁷

上記のほか、全ての PEZA 登録企業には、以下の非財務的優遇措置が付与される。

- 1) 輸出入手続の簡略化
- 2) 外国人の雇用
- 3) フィリピンに居住しない PEZA 企業の外国人（投資家、役員、管理職、技術アドバイザー職などと、その配偶者や 21 歳未満の未婚の子弟）に対する数次入国可能な特別非移民査証（Special Non-Immigrant Visa）発行

なお、本章第 1 節に記述のとおり、PEZA による税制面での優遇措置も CREATE 法により統一されたものとなっているが、CREATE 法施行以降は非財務的優遇措置として上記の 2) 及び 3) のほか、最長 75 年間の長期土地リースが付与されている。

④その他¹⁸

- 1) 申請の評価基準
PEZA 登録企業として認定されるためには、所定の登録手続に従ってプロジェクトの企業化調査を含む特定の書類の提出が求められる。申請評価基準は次のとおりである。
 - イ. プロジェクト管理、マーケティング、技術、財務等を総合的に判断したプロジェクトの実行可能性
 - ロ. 輸出能力、ドル獲得能力、雇用機会、税金、国内原材料の利用をベースにした経済効果
- 2) 覚書回覧 32 号（2005 年 9 月 15 日発行）
PEZA 進出企業が得た為替利益、不良品や二次製品、スクラップ、原材料、包装材料、その他製品原料の販売収益の税取扱につき、以下のとおり規定した。
 - イ. 外貨為替利益が法人所得税インセンティブを伴う活動によって生じた場合、その利益は当該インセンティブの適用を受ける。しかし、外貨為替利益がインセンティブの適用を受けない活動によって生じた場合、その利益は当該インセンティブの適用を受けず、通常の法人所得税の対象となる。

¹⁷ (出所) PEZA ホームページ
(<https://www.peza.gov.ph/eligible-activities-and-incentives-category/non-fiscal-incentives>)

¹⁸ (出所) ジェトロ (https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/ph/invest_03/pdfs/ph8B010_yuugusochi.pdf)

- ロ. 不良品や二次製品、使用済み包装材料を含む原材料の加工から生じたものや回収した廃棄物・スクラップの販売は、企業の登録活動の範囲内とみなされる。したがって、当該企業がインセンティブを付与されているのであれば、販売収入に法人所得税インセンティブの適用を受ける。しかし、未加工か未使用若しくは「仕様外」の原料の販売は、企業の登録活動の範囲外であり、当該活動から生じた収入は通常の法人所得税の対象となる。

(4) スービック湾自由港登録企業に対する優遇措置

スービック湾自由港区（Subic Bay Freeport）は、マニラの北、約 80 km のサンバレス州オロンガポ市の旧米軍（海軍）基地跡地を含む地区に開発された経済特区である。総面積は約 60,000ha である。

この地区に立地する企業への優遇措置付与は、スービック湾首都圏庁（Subic Bay Metropolitan Authority: SBMA）の管轄となっている。スービック湾自由港区への登録企業には、主に以下の優遇措置が与えられる¹⁹。

1) 税制優遇措置

イ. 特別優遇税率適用

- ロ. 一切の国税及び地方税を免除され、それに代えて総所得の 5%の特別優遇税率が適用される。総所得は、売上げから原材料費、管理者や直接員の人件費、固定資産に関わるファイナンスチャージ、生産活動やサービス提供に使われた消耗品や燃料などのコスト、賃貸料や公共費用、減価償却やリース費用その他建物や設備に関わる費用を差引いて計算される。

ハ. 原材料、設備、装置の輸入における免税

ニ. 100%外資が可能

ホ. 利益は全額本国送金可能

2) その他の優遇措置

イ. 14 日間までビザなし入国可能（更新可能）

- ロ. 外国人駐在員にはスービック・クラーク特別ビザ発行

(5) クラーク特別経済区登録企業に対する優遇措置

クラーク特別経済区（CSEZ）は、マニラから北に約 60 km のパンパンガ州アンヘレス市にある旧米軍（空軍）基地の跡地に作られた経済特区である。この地区に投資する企業への優遇措置付与は、クラーク開発公社（Clark Development Corporation: CDC）の管轄となっている。

CSEZ 登録企業は、スービック特別経済・自由港区内の全ての優遇措置のほか、大統領令 226 号に基づいて BOI 登録企業に与えられる優遇措置、PEZA 登録企業に適用される一切の優遇措置を受けることができる。

¹⁹ (出所) SBMA

http://www.sbma.com/index.php?module=pagewriter&PAGE_user_op=view_page&PAGE_id=57&MMN_position=29:4

ただし、これまでのところ、PEZA 登録企業は一般に 3 年から 6 年の所得税免税措置 (ITH) が適用されているが、CDC は CSEZ 登録企業に対して優遇措置の一環としての税免除を認めていない²⁰。

(6) 地域統括本部 (RHQ) に対する優遇措置

RHQ に対する主な優遇措置は以下がある (RHQ については第 8 章を参照)。

- 1) 複数年、数次入国ビザの発行
RHQ の外国人社員、本人に同行又は本人の到着後に非移住者として入国する配偶者と未婚の子女 (21 歳未満) に対して、有効期限 3 年間の数次入国ビザを発行する。
- 2) 社員の所得税の優遇税率
イ. RHQ の外国人社員の総所得からの源泉徴収税率は 15% の優遇税率
ロ. 管理職又は技術職 (Managerial or Technical Position) に就いていて、年間総所得が少なくとも 975,000 ペソである正社員のフィリピン人社員についても源泉徴収税率は総所得の 15%
- 3) RHQ の外国人役員は、所持品や家財品を免税輸入できる
- 4) RHQ 社員と扶養家族は旅行税 (トラベルタックス) が免税となる
- 5) 法人所得税適用外
RHQ はフィリピン国内の事業活動を源泉とする収入を得られないため、法人所得税の対象外である。
- 6) RHQ は付加価値税 (VAT) 対象外
- 7) 土地改善物及び設備に対する不動産税を除き、地方自治体に支払う地方税、手数料等の賦課金免除
- 8) RHQ として機能するために必要で、その目的のためのみに使用され、フィリピン国内では入手不可能な訓練/教育用の教材や機材の免税輸入が許される (事前に BOI の承認が必要)

(7) 地域経営統括本部 (ROHQ) に対する優遇措置

ROHQ に対する主な優遇措置は以下がある (ROHQ については第 8 章を参照)。

- 1) 複数年、数次入国ビザの発行
ROHQ の外国人社員、本人に同行又は本人の到着後に非移住者として入国する配偶者と未婚の子女 (21 歳未満) に対して、有効期限 3 年間の数次入国ビザを発行する。
- 2) ROHQ の外国人役員は、所持品や家財品を免税輸入できる
- 3) ROHQ 社員と扶養家族は旅行税 (トラベルタックス) が免税となる
- 4) 法人所得税優遇
ROHQ の法人所得税率は、課税所得に対して 10% の優遇税率が適用される。ただし、フィリピン国内での事業活動を源泉とし、親会社に送金される所得は、支店利益送金に対する税率 15% が適用される。
- 5) 土地改善物及び設備に対する不動産税を除き、地方自治体に支払う地方税、手数料等の賦課金免除
- 6) ROHQ として機能するために必要で、その目的のためのみに使用され、フィリピン国内では入手不可能な訓練/教育用の教材や機材の免税輸入が許される (事前に BOI の承認が必要)

²⁰ (出所) ジェトロ http://www.jetro.go.jp/jfile/country/ph/invest_03/pdfs/010012500303_017_BUP_0.pdf

(8) 地域統括倉庫 (RW) に対する優遇措置

RW に対する主な優遇措置は以下である (RW については第8章を参照)。

1) 免税輸入

BOI、PEZA 又は関係のエコゾーン当局が許可するものとして、外国から RW に持込まれ、RW 内で保管又は利用され、アジア太平洋市場又は他の外国市場 (フィリピン国内の保税倉庫を含む) へ税関吏の監督のもとで直接 RW から再輸出されるスペアパーツ、コンポーネント、半製品、原材料及び他の品目 (梱包材、ブランドマーク、ラベル、保管設備を含む) を免税輸入できる。

2) 最大3年までの RW 内での保管

RW に持込まれた物品は、その持込みから2年間 RW 内にとどめることができ、BOI は未輸出品に対する保管料の支払を条件としてこの期間を1年間延長することができる。